

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、取締役会を唯一の経営意思決定機関として位置付けております。

定例取締役会を毎月開催するほか、重要案件が生じる都度臨時取締役会を機動的に開催し、迅速かつ確かな経営判断を行っております。また、企業経営情報の積極的な開示を目的として、適時に当社のホームページにおいて財務情報に限定されないディスクロージャーを行っております。

当社は、監査等委員設置会社形態を採用しており、同形態により十分にガバナンスが機能していると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使環境整備、招集通知の英訳)

当社は、議決権の電子行使や英文による情報提供等、機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境整備の有用性は認識しておりますので、当社の株主構成及び適切なコストや時期等を総合的に勘案し、検討してまいります。

(補充原則1-2-5 信託銀行等の名義株主に対する株主総会対応)

当社では、株主総会における議決権は、「毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主」が有するものとしており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、検討してまいります。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

会社の目指すところ(経営理念等)は、「社是」であり、「社員・家族・顧客・株主・取引先と共に歩み社会価値創出を通してそれぞれに幸せを分配することを目指す」を基本理念に中期経営計画を策定しております。

しかし当社の事業環境における経営状況の変化は激しいため、柔軟な対応が阻害されないよう、現在、中期経営計画は公表しておりません。なお、公表はしていませんが中期経営計画の目標に対する実績分析は毎回実施し、毎年度の経営戦略・経営計画に反映させるとともに、次期中期経営計画に反映しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等を決定する方針については、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。特に賞与(決算賞与)については各期の当期純利益をベースとし、配当、社員への賞与水準、過去の支給実績などを総合的に勘案し、取締役会が決議しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名にあたっては、当社の社是を理解し、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、取締役会で決議しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

(補充原則3-1-2 英語での情報開示、情報提供)

当社の株主構成及び適切なコストや時期等を総合的に勘案し、それらの実施について検討してまいります。

(補充原則4-1-2 中期計画達成状況の株主説明)

会社の目指すところ(経営理念等)は、「社是」であり、「社員・家族・顧客・株主・取引先と共に歩み社会価値創出を通してそれぞれに幸せを分配することを目指す」を基本理念に、中期経営計画を策定しております。

しかし当社の事業環境における経営状況の変化は激しいため、柔軟な対応が阻害されないよう、中期経営計画は公表しておりません。

なお、公表はしていませんが中期経営計画の目標に対する実績分析は毎回実施し、毎年度の経営戦略・経営計画に反映させるとともに、次期中期経営計画に反映しております。

(補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬体系)

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会において、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しております。

中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合については、検討してまいります。

(原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、当社の事業環境における経営状況の変化は激しいため、柔軟な対応が阻害されないよう、中期経営計画は公表しておりません。

なお、公表はしていませんが中期経営計画の目標に対する実績分析は毎回実施し、毎年度の経営計画に反映させるとともに、次期中期経営計画に反映しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社では政策保有株式は現在保有しておりません。また、今後も原則として政策保有は行わない方針です。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では、関連当事者間取引を行う場合は、独立社外取締役が出席する取締役会において、該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数より除外した上で、審議・決議し、法令諸規則の定めに従って開示しております。

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の明確化及びその概要の開示要請)

当社は、当社経営陣に対する委任につき、以下に定める範囲の取締役会付議事項を除き、可能な限り経営陣に委任することとし、適時適切な業務執行を実現するよう努めております。

1)株主総会に関する事項

株主総会の招集、株主総会の付議議案(会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く)の内容の決定

2)役員に関する事項

代表取締役の選定・解職、役員取締役の選定・解職、取締役に対する担当業務・使用人職務の委嘱・解嘱、株主総会・取締役会の議長代行の順序、取締役の報酬等の配分、取締役の他社役員・団体役員への就任の承認、取締役の競業取引・利益相反取引の承認、定款に基づく取締役等の損害賠償責任の減免、非業務執行取締役等の責任限定契約の内容

3)株式に関する事項

新株の発行、新株予約権の発行、株式の分割およびこれに伴う定款変更、剰余金の配当等の方針およびその実施に関する事項、株主名簿管理人の選定およびその事務取扱場所の選定

4)経営の基本方針等に関する事項

5)重要な規程の制定・改廃

6)その他

重要な業務執行に関する事項、その他法令上取締役会において決定すべき事項

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は独立社外取締役を2名選任しております。それぞれ弁護士と公認会計士であり、高い専門知識と豊富な経験を活かして、取締役会における独立した立場で意見交換を行っており、経営の監視及び監督は機能しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断 基準及び資質)

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、誠実な人柄、高い見識と能力を有し、当社の経営に対し真摯かつ建設的に助言できる経験を重視しております。

(補充原則4-11-1 取締役選任に関する方針・手続)

当社は、取締役会は多様な知識、経験、能力を備えた構成員により構成されることが必要であると考えております。すなわち、業務執行の監督と重要事項に係る意思決定をするためにはこのような構成員により取締役会の多様性が確保されることが不可欠であると考えております。なお、当社は取締役8名のうち非業務執行取締役5名(内、監査等委員3名)を選任しており、業務執行取締役の業務執行を監督する体制を構築しております。

(補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社兼任状況)

当社は、事業報告および株主総会参考書類において、取締役・社外取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めております。

(補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析評価)

当社は、取締役会の実効性を評価するため、すべての取締役に対し「取締役会評価のための自己評価アンケート」を実施し、その回答を分析・評価しました。

その結果、取締役会の構成員の多様性や中長期の戦略討議等に課題があるものの当社の取締役会は概ね適切に運営されていることを確認いたしました。

今後も、評価結果を次年度に生かすつ引き続き取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

(補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針についての開示)

取締役(監査等委員を含む)については、会社法および時々の情勢に適した内容で社外講習会や交流会に参加する機会を設け、必要な知識の習得およびその役割と責務の理解促進に努めております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画部をIR担当部署とし、株主構成の把握に努め、効果的な対話を行っております。

株主・投資家の要望に応じて代表取締役、IR担当取締役、IR担当部署が対応し、株主・投資家との円滑な対話を実践するために、IR担当部署が中心となって関連部門間の連携を図っております。

代表取締役による決算説明会の開催や国内外の機関投資家からの取材対応をするほか、説明会資料を適宜、当社ウェブサイトに掲載しております。

また、株主・投資家との対話で得られた意見は必要に応じて取締役(監査等委員を含む)にフィードバックして、企業価値の向上に努めております。

なお、株主・投資家との対話に関しては、内部情報管理規程に基づきインサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フォーバル	12,584,200	75.39
谷井 剛	158,700	0.95
橋本 正	136,600	0.82
関根 芳喜	86,000	0.52

株式会社原一平商会	74,000	0.44
MSIP CLIENT SECURITIES	69,700	0.42
浅田 康治	62,100	0.37
浅田 久子	60,000	0.36
菅原 泰男	50,000	0.30
有限会社福田商事	50,000	0.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社フォーバル (上場:東京) (コード) 8275

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社は株式会社フォーバルであり、当社株式の75.39%を保有しております。親会社グループとの営業上の取引については、市場価格を勘案して一般取引条件をベースに決定し、取引を履行しております。支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。

また、人的関係については、監査等委員でない取締役5名のうち親会社の取締役2名が非常勤取締役を務めておりますが、事業展開にあたっては3名の常勤取締役を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定をしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社フォーバルは、当社株式の75.39%を所有している筆頭株主であり、東京証券取引所市場第一部に上場しております。当社は、親会社である株式会社フォーバルを中心とする企業集団(フォーバルグループ)に属しております。フォーバルグループでは「次世代経営コンサルタント」集団として中小・中堅企業の利益に貢献することを目指し、「情報通信分野」・「海外分野」・「環境分野」・「人材・教育分野」の4分野に特化したコンサルティングサービスを提供しており、当社はフォーバルテレコムビジネスグループのセグメントに位置付けられております。

同社の取締役1名が当社の取締役を兼務しており、社員については出向受及び出向出の関係があります。

当社グループがフォーバルグループに属すること等による事業上の制約は無く、また同社の取締役2名が当社の取締役を兼務しておりますが、経営判断や事業活動における独立性は確保しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本 勇	弁護士								○			
和田 芳幸	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 勇	○	○	橋本勇氏は、東京平河法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間には、弁護士業務等の取引がありますが、金額的重要性はありません。	橋本勇氏は、法律の専門家であり、弁護士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と法律面での高度のアドバイスが期待されることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役に選任しております。同氏は、当社との取引関係は無く、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般の株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
和田 芳幸	○	○	——	和田芳幸氏は、会計の専門家であり、公認会計士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と財務・会計面での高度のアドバイスが期待されることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役に選任しております。同氏は、当社との取引関係は無く、当社の主要株主、主要な取引

先の出身者ではないことから、一般の株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査等委員会事務局を設置し、経営企画部所属の2名が兼務しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門は定期的に情報交換・意見交換を行い、情報の共有化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

グループ業績、担当する個々の事業業績の目標達成度を加味して対象者毎に決定しております。なお、現在付与しているストックオプションはありません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。なお、現在付与しているストックオプションはありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年6月18日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額を年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は

含まない。)、監査等委員である取締役の報酬額を年額300万円以内と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

同業あるいは同規模の他企業の報酬水準を勘案し、当社の業績に見合った水準を設定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会事務局が社外取締役のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行】

当社の取締役会は、取締役8名で構成され、法令上の規定事項その他経営の重要事項について、審議及び決定を行う機関と位置付け、業務執行状況の監督を行っております。毎月1回の定例取締役会を開催するとともに、緊急課題に対しては臨時取締役会を開催し対処します。

【監査等委員会】

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名(内、独立社外取締役2名)により監査等委員会を組織しております。監査等委員会は、月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催予定であり、経営の妥当性或コンプライアンス等に関して意見交換・審議し、適宜業務執行に対して意見を述べ、また、各監査等委員は、取締役会にて意見を述べ、取締役(監査等委員である者を除く。)の職務執行について厳正な監督・監査を行います。更に、内部監査室や会計監査人と相互に連携を取りながら効率的な監査の実施に努め、監査機能の強化を図ります。

【内部監査室】

当社は、内部監査室(1名)を設置しております。内部監査室は、監査計画に基づき内部監査を行い、監査終了後、監査報告書を作成し、社長に提出、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門長より指摘事項に係る改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。

【会計監査人】

当社は、会計監査人には優成監査法人を選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づいた監査を委託しております。なお、平成28年度において業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

優成監査法人 指定社員・業務執行社員 須永 真樹

優成監査法人 指定社員・業務執行社員 佐藤 健文

優成監査法人 指定社員・業務執行社員 小野 潤

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士1名 その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業範囲や事業規模から判断すると、現在の体制において十分にガバナンスが機能しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

監査等委員である取締役が取締役(監査等委員である者を除く。)の業務執行を監督・監査する「監査等委員会設置会社」の形態を採っており、独立社外取締役2名を含む3名で構成される監査等委員会によって、経営監視の客観性を確保できる体制を敷いております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年は、株主総会を6月21日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期及び期末決算時の年2回開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、決算説明資料、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時に当社のホームページにおいて財務諸表に限定されない情報開示を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システム構築の基本方針

A. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全取締役が、業務執行を通じて法令等遵守重視の姿勢を明確に示しつつ、『フォーバルグループ行動綱領』を徹底する等により、法令等遵守重視の企業風土の醸成を進めます。

・法令等遵守の充実強化のために、『内部統制委員会』により推進体制を整備します。

・当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず、『内部通報制度』を活用して、直接通報窓口にて報告する仕組みを運営します。

B. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役の閲覧に供します。

・文書を適切に保存及び管理するために、内部監査部門が文書管理の運用状況を毎年検証し、是正及び改善の必要が認められる場合は、遅滞なく社長に報告します。

C. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理基本規程に基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の制定または見直し、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じリスク管理体制を強化します。

・リスクの発生または発見時に、取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備します。

・大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制として、『危機管理委員会』を設置し対応ルールを整備します。

D. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保ちます。

・取締役会の効率化を図るため、常勤取締役を含めた執行責任者が参加する会議を毎月開催し、執行状況を確認することにより、取締役会の決定事項の徹底を図ります。

E. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・『フォーバルグループ行動綱領』を子会社の役員、従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。

・当社は、各子会社の自主性を尊重しつつ必要な助言・支援を『内部統制委員会』の活動を通して行う等により、企業集団全体の内部統制システムの整備を促進します。

・関係会社管理規程に基づき、子会社が業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について、当社へ定期的に報告する体制を整備します。

・リスク管理基本規程に基づき、子会社がリスクを発見した場合には、速やかに当社のリスク管理担当部門に報告します。当社は子会社に対し、事案に応じた支援を行うとともに、社外への開示の必要性を判断します。

・子会社の自主性を尊重しつつ、子会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直すとともに、職務執行に係る意思決定及び指揮体制を最適な状態に保つよう支援します。

・当社の内部監査部門は、子会社の監査または子会社が実施した監査報告をもとに、法令順守、リスク管理及び業務の適正性を確保するための指導・支援を行います。

・子会社の役員及び従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず、『内部通報制度』を活用して、直接通報窓口にてその旨を報告する仕組みを運用します。

F. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査等委員会は、必要がある場合は、事前に人事担当取締役に通知したうえで、監査業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。

・監査等委員会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命します。

G. 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・前項により、監査等委員会から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査等委員会に対してのみ行うこととします。

・監査等委員会の職務を補助すべき従業員には、当該業務に必要な調査権限及び情報収集権限を付与します。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。

・前項により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査等委員会の同意を得るものとします。

H. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

・当社及び子会社の役員（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、次の場合には、当社の監査等委員会に対して直接かつ速やかに報告します。

a. 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき

b. 当社及び子会社に著しい損害を与える事実またはそのおそれのある事実を発見したとき

c. その他業務執行に係る重要な報告事項として監査等委員会が求める事項を発見したとき

法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況、その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査等委員会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査等委員会との協議により決定します。

I. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対し前各項の事実を直接報告した者（当初の監査等委員である取締役を除く。）に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な取扱いをしません。

J. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。

・監査等委員が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。

K. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査等委員会との間の定期的な意見交換会を実施します。

・監査等委員会に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査等委員会が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 基本的な考え方

当社は、『フォーバルグループ行動綱領』において反社会的勢力排除に向けた指針を定め、具体的には反社会的勢力対応規程の内容を遵守し、反社会的な勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とします。

b. 体制の整備

当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集を行うほか、司法機関や顧問弁護士とも常に連携して協力体制を整備します。

また、当社及び子会社においては、対応する規程類やマニュアルを整備し、各種研修を通じ反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行います。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

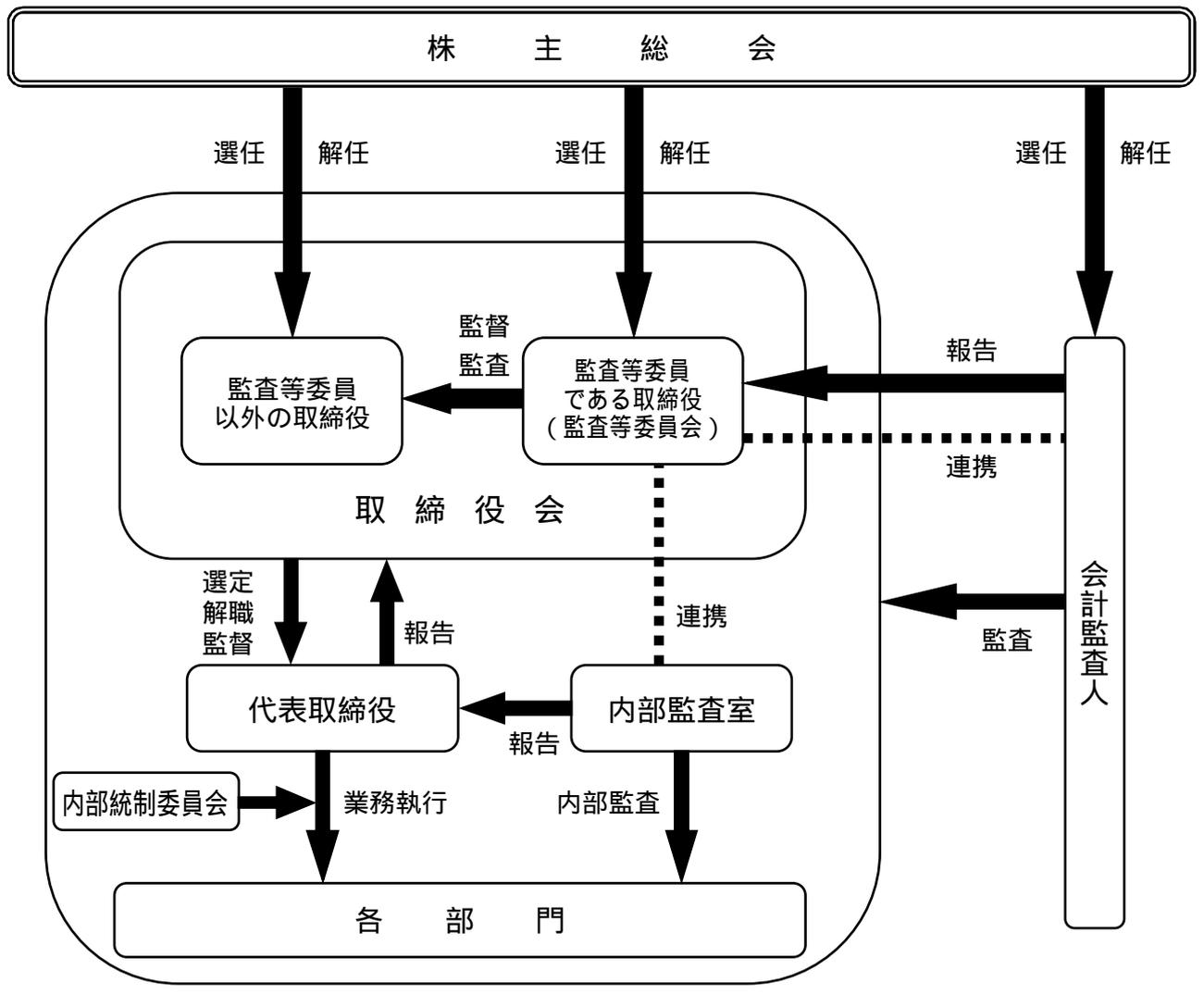
買収防衛策の導入の有無

なし

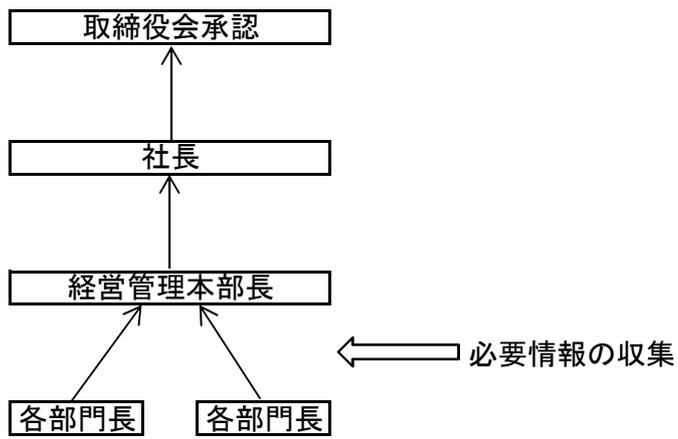
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料 : コーポレート・ガバナンス体制の模式図 】



〔 参考資料：適時開示体制の概要 〕



【必要に応じて対応】
弁護士（法務関連）
監査法人（会計関連）